

## カウンセラーの資格認定に関する規定

### 1 カウンセラーの資格認定

- ・ NPO 法人愛知カウンセリング協会カウンセラー・サブカウンセラーは「来談者中心のカウンセリング」の理念に基づき、同協会の資格認定委員会の審査によって認定する。
- ・ 認定者には認定書・添え書きを発行する。

### 2 カウンセラーの資格の更新

カウンセラーの資格は、5年毎に更新しなければならない。更新の手続きについては、別にこれを定める。

### 3 カウンセラーの資格の取り消し

資格の認定を受けた者が、守秘義務に違反するなどカウンセラーとしての行動倫理を逸脱した場合、資格認定委員会は協議・審査の上、資格の取り消しを決定し、本人に通知する。

### 4 カウンセラーの資格認定委員会（以下委員会と称する）

- ・ 委員会は、NPO 法人愛知カウンセリング協会の理事長・副理事長・会員（3名）を委員として構成する。
- ・ 会員（3名）は、理事長が候補者を選定し、総会の承認を得て決定する。

### 5 委員会の事務局

- ・ 委員会の事務局は、NPO 法人愛知カウンセリング協会の事務局内に置く。

### 6 カウンセラーの種類

- ・ 「NPO 法人愛知カウンセリング協会 カウンセラー」と「同 サブカウンセラー」の二種とする。

### 7 資格認定基準と認定申請手続き

#### (1) 「NPO 法人愛知カウンセリング協会 カウンセラー」について

- ① NPO 法人愛知カウンセリング協会が認める研修会、研究会、ワークショップ等において、基礎コース4単位を取得した上に、研修コース必修8単位、選択2単位の合計14単位以上を習得すること。（別表参照）
- ② 次のものを委員会に提出し、審査を受ける。
  - ・ 単位習得の証明書（単位認定書等）
  - ・ カウンセリングの実践、研修のレポート（規格、枚数等は無制限）
  - ・ 40分以上のカウンセリングのテープとその逐語記録、その記録の分析検討資

料

- ・ 申請料…… 3 万円

(2) 「NPO 法人愛知カウンセリング協会 サブカウンセラー」について

① NPO 法人愛知カウンセリング協会が認める研修会、研究会、ワークショップ等において基礎コース 4 単位を取得した上に、研修コース必修（ミニカウンセリング I、エンカウンターグループ I） 4 単位の合計 8 単位以上を習得すること。（別表参照）

② 次のものを委員会に提出し、審査を受ける。

- ・ 単位習得の証明書（単位認定書等）
- ・ 15 分以上のカウンセリングのテープとその逐語記録。
- ・ 申請料…… 1 万円

(3) 単位の認定

- ・ NPO 法人愛知カウンセリング協会主催のワークショップに参加し、単位が認められれば 2 単位を認定する。
- ・ 本協会以外の研修会、研究会への参加、大学等で取得した単位などは委員会で審査したうえで認定することができる。

(付則) の 1 上記の規約は、平成 25 年 5 月 19 日より発効するものとする。

### カウンセラー資格認定の基準 取得単位表

基礎コース	基礎学習	4 単位
研 修 コ ー ス	《選択必修》 (☆は必修)	
	☆ ミニカウンセリング I (カウンセリング演習)	2 単位
	☆ エンカウンターグループ I	2 単位
	・ ミニカウンセリング II (カウンセリング演習)	2 単位
	・ エンカウンターグループ II	2 単位
	・ ファシリテーター演習	2 単位
	・ フォーカシング	2 単位
・ カウンセリングに関する学習 (カウンセリング概論、パースナリティ理論、臨床心理学等)	2 単位	
	《選択》 箱庭療法、絵画療法、その他 (認定委員会で内容等を検討)	各 2 単位